

# 自動物流道路の実装に向け 整理すべき制度的な論点(道路法)

# 自動物流道路の実装に向け整理すべき制度的な論点(道路法)

○実装に向けた事業者の検討を促進するため、道路法上での自動物流道路の法的位置づけについて整理が必要。

## ➤ 自動物流道路の法的性質

- ・道路として一般交通の用に供するのであれば、「道路本線」と整理可能。
- ・道路構造の保全や安全・円滑な交通の確保等に必要な施設又は工作物であれば、「道路の附屬物」。
- ・それ以外のものであれば、占用物件。

(例)特定車両停留施設、共同溝

→自動物流道路の設置者、目的によって法的性質が変わりうる。

## ➤ 民間事業者による整備・運営

- ・現行の道路法上、民間事業者が施設又は工作物を設置する場合には、占用の許可が必要となる。
- ・道路附屬物であっても、公共施設等運営権(特定車両停留施設)の設定や占用者から建設費、管理費の一部負担を求める制度(共同溝法)がある。

	事業者が占用許可を受けて整備	道路管理者が道路附屬物として整備	複合型(道路管理者が道路附屬物として整備し、さらに事業者が占用許可を受けてその中に施設を整備)	
	占用制度	特定車両停留施設	共同溝	電線共同溝
設置・管理者	道路に工作物、施設を設け、継続して道路を使用(占用)しようとする者	道路管理者	道路管理者 (整備箇所については国土交通大臣の指定)	道路管理者
目的	行政財産である道路の特別使用を一般使用との調整を図って法に基づき許可	ターミナル整備による周辺道路における混雑解消、交通安全の確保	道路の掘り返し工事の防止、工事渋滞の軽減等	道路の掘り返し工事の防止、工事渋滞の軽減、景観の整備等
料金徴収	道路管理者は占用料の徴収が可能	道路管理者は、バス・タクシー・トラック等の停留料金(政令又は条例により規定)の徴収が可能	—	道路管理者は、電線共同溝に入溝する事業者から占用料の徴収が可能
施設保有・運営、利用関係	道路を占用することができる物件等は道路法に限定列举されており、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること(無余地性)、占用期間・場所、物件の構造等の要件充足が求められる	公共施設等運営権の設定が可能であり、運営権者が利用料金を自らの収入として收受	共同溝/電線共同溝を事業者に占用させ、かつ共同溝/電線共同溝の建設、管理費用を一部負担させる	

# 【参考】インフラの民間運営事例

	港湾運営会社制度 (国際戦略港湾)	空港コンセッション (国管理空港・地方管理空港等)	【参考】有料道路制度 (高速道路)
根拠法	港湾法	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	高速道路株式会社法 (独)日本高速道路保有・債務返済機構法 道路整備特別措置法
目的	民間事業者の能力活用等による港湾運営の効率化	民間能力の活用により空港の機能強化及び有効活用による利用者の利便向上を図り、もって航空輸送需要拡大、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。	道路整備の促進、交通の利便を増進。
制度概要	国土交通大臣は、港湾ごとに一を限り、当該港湾の埠頭群を構成する行政財産の貸付けを受けてその運営を行う株式会社を指定することができる。 ※港湾の管理・運営は原則的には港湾管理者が行うこととされている。	選定された民間事業者は、管理者から公共施設等運営権の設定を受けることにより、契約に基づき、着陸料等の設定・収受を含む滑走路等の運営を実施。当該事業者に空ビル会社の株式を取得されること等によりターミナルビル等の運営も一体的に実施(当該事業者と空ビル会社の株主が契約を締結)。	(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路を保有し、高速道路会社に貸付。 高速道路会社は協定に基づき、高速道路の建設、管理を行う。 機構の業務実施計画に係る国土交通大臣認可。 会社の事業許可に係る国土交通大臣許可。
管理者	港湾管理者	空港管理者(国・地方自治体)	高速道路会社
運営者	港湾運営会社	民間事業者(SPC)	
事業範囲	埠頭群の運営業務、関連事業	滑走路等・空ビル・駐車場等の運営	高速道路の新設・改築等
事業期間	—	30年等(契約で定められた期間、延長可能)	—
収入	港湾施設(係留施設、荷さばき施設、旅客施設)の利用料金収入、関連事業収入	着陸料等、旅客取扱施設利用料、空ビル等事業による関連事業収入	道路の通行又は利用について徴収する料金
料金規制	料率の提出(相対契約の場合は不要)	着陸料等:事前届出 旅客取扱施設利用料:上限認可、事前届出	許可制(料金基準あり)
監督	運営計画、料金変更命令(相対契約の場合は不可)、大口株式保有への規制等	事業計画審査、事業実施に係るモニタリング、株主の株式処分等にかかる事前承認 着陸料等・旅客取扱施設利用料の変更命令等	事業計画の認可(毎年度) 社債及び借入金の認可 等
特別措置	政府出資、無利子貸付制度、国土交通大臣による情報提供等	空港整備事業に係る資金の無利子貸付け 履行義務緩和、期間延長、対価払い猶予、災害復旧工事・緊急事態運営の代行(契約に基づく措置)	災害復旧費用の無利子貸付等
備考	平成26年11月に阪神港の港湾運営会社として「阪神国際港湾株式会社」を指定。 平成28年3月に京浜港の港湾運営会社として「横浜川崎国際港湾株式会社」を指定	事例:仙台空港(平成26年6月)、高松空港(平成28年9月)、福岡空港(平成29年5月)、熊本空港(平成30年3月)、北海道内7空港(平成30年4月)、広島空港(令和元年6月) 等	構造改革特別区域法第28条の3に基づき、愛知県道路公社管理道路について有料道路運営等事業(有料道路コンセッション)の事例あり 2

# 【参考】スイス地下貨物法概要(2021年12月17日公布、2022年8月1日施行)

## 目的

- ・州をまたぐ貨物の地下輸送のための施設の建設、運営及びこれらの施設での車両の運行を規制。
- ・地下貨物輸送は、民間主導に基づき、商業的に提供されるべき。また、スイスの貨物輸送の持続可能な発展に寄与し、特に都市や都心部において、より効率的で環境に優しい物資供給を実現するものでなければならない。

## 法の適用範囲

- ・地下の輸送・立坑施設。
- ・地上の貯蔵・処理施設、地下輸送に不可欠な地上輸送施設など、運営に必要なその他の施設。
- ・輸送システム等で使用される車両。

## 事業の条件

- ・施設の所有者、運営者の資本及び関連する議決権の過半数のスイス国籍者による保有
- ・施設の運営者は、顧客に対し、輸送サービスの公平な提供・技術的・経済的に可能な範囲での、施設への相互アクセスの確保。

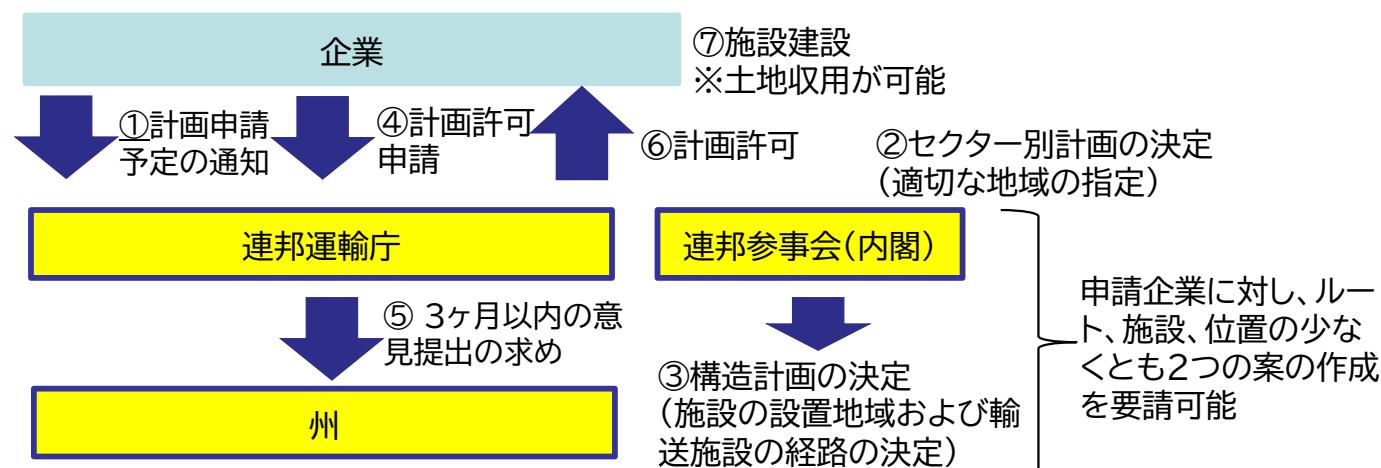
## 事業の責任

- ・企業は、安全な施設の建設、運営及び車両の運行に責任を負う。
- ・企業は、設備の建設中、運転中、または車両の運転中に発生した特別な事故について、直ちに連邦運輸庁する報告義務。

## 連邦運輸庁による監督

- ・連邦運輸庁が管轄機関として、企業の法令遵守を監督し、抜き打ち検査権限を有す。
- ・施設の建設、運転、又は車両の運転が、人又は物品の安全を脅かす可能性があることが判明した場合、安全回復のために必要な措置を講じなければならない。
- ・連邦運輸庁は施設および車両の運行を制限または禁止することができる。

## 計画の手続き



## 許可基準

- ① 安全性、空間計画、環境保全、自然・文化遺産の保護など、重要な公共の利益に反しないこと
- ② 事業が企業にとって財政的に実行可能であること

## その他

- ・連邦参事会は、危険物の輸送に関する規則を発布し、危険物の輸送経路を指定することができる。
- ・環境影響評価は、環境保護法の規定に基づき、企業は事業の基礎の決定のため準備措置を取ることができる。
- ・計画許可を得ずに、またはこれを無視して、故意に建築プロジェクトを遂行し、または遂行させた者に対しては、3年以下の拘留刑または金銭刑が科される。